

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 道路の区域を変更する件二件 四三
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 四三
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四四
- 正誤
 - 平成二十四年十一月三十日付け定例第二千四百四十一号中 四四

告示

福島県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県南建設事務所平成二十四年十二月十一日から二週間一般の縦覧に 供する。

平成二十四年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真 船字折口原一九番一 地先から	変更前	一一・〇	四〇一・四
	同 郡同 村大字真 船字折口原一〇七番地 先まで	変更後	一一・〇、 一五・二	四〇一・四

(道路計画課)

福島県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 課及び福島県南建設事務所平成二十四年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供す る。

平成二十四年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 天栄線	西白河郡矢吹町大町一 六三番一地先から	変更前	七・〇	一八〇・〇
	同 郡同 町花咲六 二番二地先まで	変更後	一〇・〇、 一一・五	一八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法 に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年十二月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
県北都市計画公園事業 八・四・一〇二号 宮畑遺跡史跡公園
- 三 事業認可の年月日
平成二十二年五月二十八日
- 四 事業施行期間
(変更前) 平成二十二年五月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十二年五月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第三百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人日本農産業創生

三 代表者の氏名

前田 隆

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市菜根屋敷四百八の一五〇一ハイコーポ百十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、「農産物生産者及び販売者等々」に対して、六次産業化に関する事業提案を図る事や、農産物生産に直接取組み無駄の無い生産と販売及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

正誤

ページ	段	行
	正	誤

○平成二十四年十一月三十日付け定例第二千四百四十一号中

四二三	上	目次中	土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件	土地収用法により土地の収用について採決手続の開始を決定した件
-----	---	-----	--------------------------------	--------------------------------